

2022 年度税制改正に対する意見

2021 年 9 月



はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が我々の生活や経済活動に及ぼした影響は計り知れない。全世界に多くの犠牲と経済的損失をもたらした今回のパンデミックは、感染症の恐ろしさとその対策の難しさを改めて我々に知らしめた。

国内では本格的なワクチン接種が始まり、感染症の収束に向けた期待が次第に高まっている。一方で、わが国が集団免疫を獲得するまでには今暫くの時間が必要と見られており、感染症拡大防止に必要な対策の継続は避けられない。

また、世界に目を向ければ、米国におけるバイデン政権の誕生や英国の EU 離脱の成立、米中対立の激化など、各国を取り巻く政治的、経済的環境は大きく変化している。足元では、米国や欧州などでワクチン接種の拡大に合わせて経済環境も急速に改善しているほか、デジタル化や脱炭素化に向けた動きが加速している。

一方、わが国の今後の中長期的な課題に目を向ければ、コロナ禍で改めて浮き彫りとなったデジタル化や働き方改革の遅れ、過度の東京一極集中の弊害、公的債務増加に伴う財政健全化の遅れなどが挙げられる。また、近年激甚化が進む自然災害に対しては、事前防災の重要性について認識が広がりつつあるものの、事業用施設への防災・減災投資は足元の資金不足等から、思うように進んでいない。

わが国はこのような状況の大変化や重要課題の顕在化に合わせ、経済社会の諸制度を根本から考え直す時期に来ている。税制はその重要な一角を占める。

このため、本会の中長期的な税制改革の方向性を展望したうえで、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、本文で来年度の具体的要望事項を述べ、付属資料として税制改正に向けた基本的な考え方と中長期的な検討要望事項を記している。さらに巻末では、今年重要と考える税制について、本会会員への意識調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言の趣旨をご理解頂き、今後の政策運営に着実に反映されるよう、要望するものである。

2021 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 水 野 明 久

副 会 長 伊 藤 歳 恭

税制委員長

目次

2022 年度税制改正に対する意見	1
1. ポストコロナを見据えた企業支援に資する税制の整備	2
(1) 経営環境の改善に資する税負担の軽減	2
(2) デジタル化の促進	3
(3) 働き方改革・税務負担軽減の促進	6
2. 脱炭素社会の推進に資する税制の整備	7
(1) 脱炭素化社会に向けた環境整備	7
(2) 脱炭素化の促進に寄与する税制	9
3. 東京一極集中是正、地域創生に資する税制の整備	11
(1) 東京一極集中是正と地域創生	12
(2) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正	14
(3) 中部圏の活性化に向けた要望	17
4. 国家的災害リスク管理の向上	19
(1) 国土強靱化に資する税制の体系的整備	20
(2) 防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長	21
(3) 災害復興に資する税制の強化	22
(4) 税制措置の効果	23
5. 企業活動を活性化する環境整備	23
(1) 企業の国際競争力向上、活力向上	23
(2) 公正な国際課税制度の整備	26
(3) 中小企業の経営基盤強化	30
(4) 税の新陳代謝と合理性向上	32

【付属資料】

税制改正の基本的見解と中長期要望項目	35
I. 税制改正の基本的見解	36
1. 税制改正の必要性 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割 .	36
(1) ポストコロナに向けた経済の立て直し	36
(2) 日本経済の成長促進	36
(3) 国際的な環境変化への対応	36
(4) デジタル経済の成長への対応	37
(5) SDGs の促進.....	37

(6) 脱炭素社会の実現に向けた対応	37
(7) 財政健全化への取り組み	38
(8) 働き方改革への対応	38
(9) 地域創生の実現	38
(10) 大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上	39
(11) 社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティネットの構築	39
2. 改革の進め方	39
(1) 税制・財政・社会保障制度の改革を「三位一体」で進める	39
(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える	40
(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する	40
(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す	41
(5) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う	41
(6) 経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める	42
(7) デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する	42
(8) ポストコロナを見据えた足元と将来の制度を整備する	42
3. 中部圏の税制への期待	43
(1) 産学官の連携を促進する税制	43
(2) イノベーションの促進	43
(3) 東京一極集中の是正	44
(4) 中部圏企業の税制に関する問題意識	44
4. 2022 年度税制改正に向けた論点	44
II. 中長期の課題解決に対する要望	46
1. 公平な所得再分配に資する構造的改革	46
(1) マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の導入	46
(2) 所得税において公平性と効率性の高い所得再分配制度である給付付き税額控除の導入 検討	46
(3) 国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る手段の検討	46
2. 国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正	46
(1) 出生率の改善	46
(2) 労働参加の促進	46
3. 基幹税である消費税制の改善	47
(1) 複数税率制度の廃止	47
(2) 逆進性の緩和	47
(3) インボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進（再掲）	47

4. 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止または見直し	47
(1) 使命を終えた税制の廃止（再掲）	47
(2) 受容性の低い税制の廃止・整備（再掲）	47
(3) 資産課税における中立性の確保	48
5. 納税者権利憲章の制定.....	48
(1) 納税者の権利を守り、納税への理解促進を図る納税者権利憲章の制定	48

＜付属書＞アンケート調査および聞き取り調査の結果

2022 年度税制改正に対する意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の４点について「重点要望項目」として要望する。

- ポストコロナを見据えた企業支援に資する税制 ・ ・ ・ P. 2
- 脱炭素社会の推進に資する税制の整備 ・ ・ ・ P. 7
- 地方拠点強化税制の抜本的拡充 ・ ・ ・ P. 11
（東京一極集中是正、地域創生に資する税制の整備）
- 国土強靱化に資する税制の整備 ・ ・ ・ P. 19
（国家的災害リスク管理の向上）

1. ポストコロナを見据えた企業支援に資する税制の整備

(1) 経営環境の改善に資する税負担の軽減

①欠損金の繰戻還付特例の拡充

- ・ 長引くコロナ禍で対面サービス業や宿泊・観光、飲食、運輸等を中心とした多くの企業で経営環境が悪化し、赤字決算を余儀なくされている。その場合、少しでもキャッシュインを図る税制上の措置として、欠損金の繰戻還付が有効となる。
- ・ 欠損金の繰戻還付は、新型コロナ税特法の特例により、時限的に適用対象が資本金 10 億円以下まで拡充された。しかしながら、コロナショックの影響により、赤字決算を余儀なくされる企業は、資本金 10 億円以上の企業にも多く存在する。
- ・ また、赤字企業の場合、財政基盤の毀損度も黒字企業より大きいことが想定されるので、欠損金の繰戻還付の拡充のための措置が要請される。
- ・ このため、時限的に欠損金の繰戻還付の適用対象を大企業まで拡充し、更に繰戻期間についても 1 年ではなく複数年に延長すべきである。(米国を基準に 3～5 年間程度は遡れるようにすべき。)
- ・ 一律の措置が取れない場合でも、今回のコロナショックで、特段大きな影響を受けた業種に関しては、政府はよく状況を把握した上で、実体に応じて繰戻期間の長期化などを検討すべきである。

②時限的な法人税率及び地方法人二税の引き下げ

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大は発生から 1 年以上が経過したものの、現時点ではワクチン接種以外に有効な手立てはなく、わが国経済に甚大な影響を及ぼし続けている。企業は長引くコロナ禍の中で業績の立て直しに向けた必死の努力を行っているところであるが、その過程で大きな課題となるのは、特に資金繰りの問題である。
- ・ また、中経連会員企業へのアンケート調査においても、ポストコロナを見据えて必要となる税制上の措置を問う質問に対し、多くの企業が「法人税と地方法人二税の時限的軽減」を挙げている。
- ・ このため、コロナショックからの立ち直りの期間において、企業の資金的な負担を少しでも軽減し、将来に向けた投資促進を計るため、法人税率および地方法人二税の税率を時限的に引き下げるべきである。
- ・ なお、税の時限的軽減にあたっては、コロナショックの影響の大きさを勘案し、実体に応じて業種・規模別に税率の軽減度合を設定すべきである。
- ・ これらの措置により、国内黒字法人の企業経営が早期に回復または安定することで、長期的に法人税収の安定確保や雇用安定にも繋がるものと考えられる。

③研究開発税制における繰越控除の時限的復活

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による経営悪化への対処として、企業は足元の経営状況の維持・回復に資金を投じるため、中長期的な視点での投資となる研究開発は委縮しがちである。
- ・ したがって、このような厳しい状況下にあつて、企業が行う研究開発行為のモチベーションの維持の観点や、それがわが国の経済発展に繋がる意義を政府は評価し、事業年度に法人税から控除しきれなかった税額控除を翌年度以降繰越できる制度の時限的復活を行うべきである。

④固定資産税、自動車関係諸税等の軽減

- ・ 固定資産税、自動車関係諸税等は、企業の収益状況に関わらず、資産を所有するだけで固定費として納税義務が生じる税目である。
- ・ 長びくコロナ禍によって、対面サービス業などの一部業種は経営環境に甚大な影響を受けており、事業継続に向けた間接的な支援として、納税に対する負担を少しでも軽減する必要がある。
- ・ これらのことを踏まえると、事業者に対して恒常的に生じる固定費的な税負担を時限的に軽減する特例措置を拡大するとともに、減免・猶予期間を延長すべきである。

⑤中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置の期限延長および時限的な内容拡充

- ・ わが国の中小企業は、全企業の 99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業活動を行い、わが国の経済基盤を形成している。
- ・ コロナ禍で困難な環境下にある中小企業の経営や投資を後押しするような以下の税制措置については、まずは期限延長を行い、時限的にでも内容拡充を行うべきである。
 - － 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
 - － 中小法人の交際費課税の特例措置
 - － 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置

(2) デジタル化の促進

①企業のデジタル化投資促進に資する税制の整備

- ・ コロナショックは我々の働き方に大きな影響を与え、「在宅勤務」や「テレワー

ク」などは、半ば強制的な実施を迫られた。業種によって適性の違いはあるものの、多くの企業は機器等への投資や社内規定の見直しを順次進めながら、日々の業務に必要な新たな働き方を取り入れる努力を行っている。

- ・ 一方で、新たな働き方の導入にあたっては情報通信機器の購入やネットワーク環境・オフィス整備など、環境構築に向けた投資や費用の増加は避けられない。
- ・ また、我々が実施したアンケート結果では、企業規模に関わらず、働き方改革の推進に向けた設備投資等の負担軽減を望む声が多く聞かれた。
- ・ こうした動きを税制面からも後押しするため、政府は、企業のデジタル化に資する設備投資ならびに、サービス利用のための費用支出については、一定の減税措置を講じるべきである。
- ・ なお、現在の中小企業経営強化税制においては、デジタル化設備が優遇措置の対象として追加されており、中小企業に対しては既に減税措置が講じられている状態にあるが、こうした投資への支援は企業規模に関わらず実施すべきである。

【会員企業の声】

- ・ コロナ対応のために、マスクや消毒液等の高額購入に始まり、テレワーク用の通信機器類の準備、三密回避に向けたオフィスの改造などで通常の6倍程度の追加費用が発生しており、大きな負担となっている。
- ・ コロナ禍による働き方改革に伴い、テレワークや在宅勤務が拡大しており、設備投資やそれに付随する費用の支出も拡大している。中小企業は既に税制優遇が実施されているが、大企業についても同様の制度の適用をお願いしたい。

②DX投資促進税制の適用範囲の見直し

- ・ 2021年度の税制改正においてDX投資促進税制が創設され、デジタルと企業変革の要件を満たす事業適応計画と認定に基づき、必要となる設備投資やソフトウェアなどの資産取得時に税制優遇措置が受けられることとなった。
- ・ 本税制の適用要件として、クラウド技術の活用が含まれるが、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、必ずしもクラウド技術を利用するわけではなく、自社専用のシステム等を利用するケースも考えられる。このため、適用条件を柔軟に見直し、クラウド技術の利用有無については要件から除外すべきである。
- ・ また、本税制では適用対象がソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品に限定されているが、実際に企業内のデジタル化を進めるにあたっては、該当設備やソフトウェアへの投資だけに留まらず、運用上の外部委託や教育訓練が必要とな

- る。そのため、本税制の対象に外部委託費用や教育訓練費用を加えるべきである。
- ・ これらの適用範囲の拡大により、デジタル化の機器の導入から運用までの一連の対応が対象となるため、企業規模に関わらず導入促進効果と費用低減を生み、結果的にDXの拡大と加速が期待できる。

③デジタル人材の確保や育成に向けた税制優遇の拡充

- ・ 現代は、業務のデジタル化やイノベーションが目まぐるしいスピードで展開しており、企業内の業務変革や新規業務の開発が一段と求められている。しかし、その一方で、新たな発想で変革をリードする人材の不足が指摘されている。
- ・ 2021 年度の税制改正において、中堅・大企業向け賃上げ税制が人材確保等促進税制に改正され、新規雇用や教育訓練に対する投資を促進する税制が創設されたが、変革の牽引となる高度デジタル人材の獲得に関しては競争率が激しく、通常の採用コストと比較すると、高額のコストが必要となる。また、企業内における新たな能力開発においても、専門性が高いことから相応の時間と投資が必要となり、通常の教育訓練と比べ、コスト高となる。
- ・ 他国と比較してデジタル化が遅れているわが国において、デジタル人材の確保と育成は喫緊の課題となっており、企業内での人的資産投資を底上げするためにも税制上の措置を早急に整備すべきである。
- ・ 具体的には、前述の人材確保等促進税制において、デジタル人材の獲得、育成を対象に税制優遇を拡充すべきである。
- ・ また、赤字企業であっても人材投資を積極的に実施しようとする企業は多く存在している。こうした企業に対して資金面で継続的な支援を実施するためには、控除方法を前年比が対象となる増額型ではなく、当年の投資額が全て対象となる総額型へ変更すべきである。

④IT全般に関する税法上の定義見直し

- ・ ITに関わる税制優遇措置は、2003年に創設された「IT投資促進税制」において情報通信に関する器具及び備品、その他の減価償却資産やソフトウェアのうち一定のものを取得した場合等に適用されるとされた。
- ・ その後、ITに関連する税制として、2018年度にIoT税制、また、2021年度税制改正でDX投資促進税制が新たに創設されたが、両税制においても税制措置の対象となる内容はソフトウェア、器具備品、機械装置等とされている。
- ・ 技術的な進歩が進み、IT全般が示す定義は、時代とともに従来のソフトウェアや対象のハードウェアの資産購入に留まらず、サブスクリプションやクラウドサービスといった資産を持たない取引形態に移行し一般化しているのが現状である。

- ・ こうした観点から、IT 全般に関する税法上の定義を現在の活用状況に合わせて、柔軟に見直すべきである。
- ・ 具体的には、対象内容を機器類やソフトウェア本体の費用だけでなく、クラウドサービスの利用や保守などで発生する外部委託運用費や運用時の教育訓練費等を対象に含めるべきである。

（３）働き方改革・税務負担軽減の促進

①申告・納税の電子化の推進

- ・ 2021 年度税制改正で、税務関係書類における押印義務の見直しや電子帳簿等保存制度の改善等、納税環境のデジタル化に向けた見直しが行われた。また、2021 年 9 月 1 日にはデジタル庁が創設され、申告・納税環境の整備が進むとともに、電子化の進展が更に加速すると考えられる。
- ・ 電子申告や納税について利用拡大が図られることは、テレワークや在宅勤務などの働き方改革の推進、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも見直しを進めて頂きたい。
- ・ 尚、会員企業からは、現行の電子申告・納税システムについて、次のように改善を求める声も聞かれる。

【会員企業の声】

- ・ 全国に事業所があるため、地方税に係る手続きが非常に煩雑となっている。統一的なフォーマットなどを整備し、事務負担の簡素化をお願いしたい。
 - ・ 電子取引は税制改正により、帳簿の電子保存が義務化された。企業側はニーズによらず電子保存の仕組み構築を迫られることから、企業側に紙と電子の保存方法の選択権を認めてほしい。
 - ・ 電子申告は決算書や内訳書も対象であり、個別注記表などは非常に作成しづらい。PDF の提出を認めるなどの事務負担軽減をお願いしたい。
- ・ したがって、電子申告の利便性向上を進めるにあたっては、これらの意見に配慮した、より利用者目線での改善を強く望むとともに、電子申告・納税利用に対するインセンティブを高めるような施策などにも期待したい。

②申告調整事務の軽減

- ・ 税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。

- ・ このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。
- ・ わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。
- ・ 会計基準と税法基準の差異は近年拡大傾向にあり、今後国際会計基準（IFRS）に準拠する企業が増加すればこの傾向はますます強まることとなる。このことを踏まえ、差異を縮小する方向で税制のあり方が検討されることを期待する。

2. 脱炭素社会の推進に資する税制の整備

（1）脱炭素化社会に向けた環境整備

①エネルギー関連諸税の整理と見直し

- ・ 菅首相は 2020 年 10 月の所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、グリーン社会の実現のために幅広い施策を横断的に実施するとしている。
- ・ さらに、政府は「2030 年時点の温室効果ガスを 2013 年度比で従来の 26%削減目標から 46%削減することを目指す」とするなど削減目標を見直し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させている。
- ・ しかしながら、現状の国内環境では目標達成に向けた道のりは非常に陰しく、産業界を始め、国家全体の電源構成の組み替えや脱炭素化に寄与する技術革新、技術開発などの強化が迫られることとなり、補助金等による支援措置と併せて税制面の幅広い支援が求められる。
- ・ また、わが国のカーボンニュートラル実現に向けては、カーボンプライシングなどの新たな制度の導入が検討されている。既にわが国では地球温暖化対策税や自動車関係諸税など、炭素税ともいえるエネルギー関連税制が複数存在している。
- ・ 今後、仮に脱炭素化の加速に向けた新たな租税方法等を検討する場合には、税の負担割合や他の税制とのバランスの調整は必須であり、現行税制の整理・統合とともに、わが国経済並びに企業の活動を阻害することのない制度設計がなされるべきである。また、脱炭素化が次の新しいビジネスに繋がるような環境整備も行われるべきである。

②自動車関係諸税の整理

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、

自動車取得税などの自動車関係諸税については、2050 年脱炭素社会などを見据え、これまでの租税体系から新たな受益と負担に基づく再構築や環境負荷の小さい自動車の保有時の税負担の軽減、簡素化など、より相応しい体系への見直しが必要である。

- ・ また、自動走行や環境対応などの分野で、わが国が世界をリードすることが期待されるものについては、その普及促進のために税制の整備が必要である。
- ・ そこで自動車関係諸税について、以下のような観点を踏まえ見直すべきである。

○体系的な整理・簡素化

- ・ 自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

○課税の多重性の解消

一車体課税

- ・ 自動車取得税については、2019 年 10 月 1 日の消費税税率の引き上げに伴い、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入がなされた。
- ・ 車体課税については、自動車取得税に代わり導入された燃費性能に応じて課税される環境性能割が消費税と、また、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。
- ・ 加えて、環境性能割については車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないように配慮すべきである。
- ・ 2020 年度与党税制改正大綱では「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸念事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされた。
- ・ しかしながら、自動車の近年の技術革新による環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直しを行うべきである。

一燃料課税

- ・ 燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」（二重課税）となっており、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

○暫定税率から本則税率への変更

- － 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。
- － これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

○環境性や安全性の向上の促進

- － 環境負荷の小さい自動車¹に対する「エコカー減税²」（環境性能割および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例³」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）は、2021 年度税制改正で一部の適用要件を見直した上で、期限が延長されたが、これを継続することが重要である。
- － また、2021 年度税制改正では、先進安全自動車（ASV）⁴に対する税制特例（自動車税（環境性能割）および自動車重量税）についても、延長・拡充された⁵。
- － 現在、同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。
- － あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対しても税制面での配慮をお願いしたい。
- － これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業の更なる発展にも寄与することとなる。

（２）脱炭素化の促進に寄与する税制

①脱炭素化に寄与する自動車保有を促進する税制

- ・ 今後、わが国が脱炭素社会の実現を進めるためには、環境負荷の小さい自動車の

¹ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG 車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

² エコカー減税の期限：（自動車重量税）2023 年 4 月 30 日

³ グリーン化特例の期限（自動車税・軽自動車税）： 2023 年 3 月 31 日

⁴ ASV：Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置（2018 年度税制改正で対象車両拡充）。

⁵ 税制特例の期限は自動車重量税が 2021 年 10 月 31 日

保有拡大は欠かすことができない。一方で、当該自動車は燃料電池自動車（FCV）の例に代表されるように、所持費用が製造コストや利用規模の関係上、一般的なガソリン車と比べて割高にならざるをえないことが、普及に際しての大きな障害の一つとなっている。

- ・ そのため、現在実施されている「エコカー減税」等の購入時の減税に加え、保有時にも継続的なメリットが受けられるよう、環境性能に応じた税制優遇について検討し、環境負荷の小さい自動車の普及を後押しする必要がある。

②低公害自動車の燃料補填設備に係る課税標準特例の拡充

- ・ 低公害自動車の燃料補填設備に係る課税標準の特例は、水素等の燃料等設備の設置を支援し、次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図るとともに、エネルギーセキュリティを推進する目的で導入された。
- ・ 低公害自動車は、従来車に比べて高額であることに加え、燃料補填供給設備の整備が十分でないことも利便性の面から普及拡大の障害となっている。
- ・ また、燃料等供給設備は、設置維持に多額の費用がかかることが整備の進まない理由として挙げられており、整備促進のためには設置者の負担を軽減させる措置が必要になる。
- ・ したがって、今後、低公害自動車を普及させていくためには、まずは初期段階において重要な水素ステーション等の整備を促進することが重要であり、減税措置の継続と拡充により整備促進を支援していくべきである。

③再生可能エネルギーの継続的な導入環境の整備

- ・ わが国ではエネルギー政策のあるべき姿として、社会全体に供給する電気を、様々な発電方法を組み合わせてまかなう「エネルギーミックス」という考えを実現するために、各施策を講じている。
- ・ 中でも、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の更なる導入拡大を促進する取り組みは、環境に配慮した世界の構築・維持のためには欠かせない取り組みである。
- ・ 一方で、わが国の再エネの発電コストは国際水準と比較すると依然として高い水準にあり、導入の拡大に向けて国民負担の抑制が喫緊の課題となっている。
- ・ こうした状況から、再エネの発電コスト低減を加速させるとともに、導入に伴う負担増を緩和し、継続的な利用拡大を後押しすることが導入環境の整備には不可欠である。
- ・ 再エネ関連の既存税制では、「バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置」が期限を迎える。脱炭素社会の早期実現に向けて、今後、CO₂削減に寄与する製

造設備は更なる利用の増加が見込まれる。そのため、本税制については期限延長を行い、活用促進に向けた拡充を図るべきである。

- ・ 加えて、脱炭素化の促進の観点から、再エネを積極的に導入する企業に対しては、その努力に見合った税制優遇を図るべきである。

④脱炭素に関する研究開発税制の拡充

- ・ 2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、個々の CO2 削減努力とともに生産活動などにおける CO2 排出量削減の抜本的な技術革新が求められている。
- ・ 技術革新の実現に向けては、各企業の脱炭素に向けた積極的な技術開発と資金面の継続的な支援が必要である。
- ・ 政府は脱炭素に関わる技術開発から社会実装までの支援に向けて、10 年間で 2 兆円の基金を創設したが、世界を見渡せば、EU が 10 年間で官民合わせて約 130 兆円の投資計画、米国はインフラなどに 4 年間で約 220 兆円を投資する政策を打ち出すなど、資金面で十分な手当てができているとは言い難い。
- ・ また、税制上の支援に関して、本会の会員企業からは優遇措置の拡大を求める声がある。

【会員企業の声】

- ・ 国策であるカーボンニュートラルにいち早く取り組む企業への税制上のインセンティブを拡大すべきである。
 - ・ CO2 削減効果の程度に応じた優遇税制を検討すべき。
 - ・ 脱炭素に関する研究開発について、日本の支援体制は海外と比べて大きく劣っている。
- ・ これらのことを踏まえ、CO2 の削減効果の拡大が見込まれる研究内容については、削減効果の程度に応じて、研究開発税制における控除上限の引き上げなど、税制優遇の拡充を検討すべきである。

3. 東京一極集中是正、地域創生に資する税制の整備

- ・ 東京一極集中の加速から、各地域では人口の流出も一つの要因となって産業が衰退し、また、そのことで雇用場が減少し、さらに人口が流出する負のスパイラルに陥っている。結果的に地域の疲弊が進み、首都圏との格差が拡大している。
- ・ 一方、コロナショックを一つの契機として、過密によるリスクが顕在化したことや、リモートワークの普及等により、特に若い世代で首都圏以外の地域に住み・

働く意向が高まりつつある。

- ・ こうしたなか、首都機能のレジリエンスを高めながらいくつかの地域に分散して配置することや、企業の過度な集中を緩和する等、首都圏に偏った集中を是正し、均衡ある国土の発展を実現したいとの意識が拡がりつつある。
- ・ 地域においては、このような国民意識の高まりから、働く場の確保、住みやすさや働きやすさのアピール等、適切な情報発信を通じて首都圏から人を呼び込むことができるよう、魅力を高める取り組みを進めることが求められる。
- ・ 上記内容を後押しするため、以下の内容について要望する。

（１）東京一極集中是正と地域創生

①地方拠点強化税制の抜本的拡充と使い勝手の向上

- ・ 前述の通り、わが国では人口や経済機能の首都圏への集中が加速しており、地域の過疎化、高齢化が進んでいる。
- ・ 地方強化拠点税制は、地域創生の実現に向け、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を図るための方策として、企業の東京 23 区以外の拠点の強化または、移転の支援を目的に 2015 年度税制改正により創設された。
- ・ しかしながら、首都圏への人口・企業流出は依然として歯止めが掛からず、同制度が最大限活用されているとは言い難い状況にある。
- ・ 一方で、コロナショックに伴う行動変容から、我々の働き方は急激な変革を迫られた。その一例として、テレワーク環境の改善と拡大に伴い、就業場所は必ずしも所属部門が入居する建物である必要はなくなった。また、都会と地方に住まいを持つ二拠点居住への関心も高まっている。
- ・ 経団連が 2020 年 11 月に発表したアンケート結果⁶によると、コロナ禍の状況にあっても東京に本社を構える多くの企業が本社機能の地方移転に対して消極的であるのに対し、地方拠点の拡大整備に関しては比較的前向きな回答を示している。
- ・ このような観点から、地方拠点強化税制の期限の延長と以下の抜本的な拡充について要望する。

○特定業務施設要件の見直しと拡充

ーサテライトオフィスやワーキングスペースの適用拡大

- ・ 本社機能の移転に関する要件を大幅に見直し、移転型事業の対象となる特定業務施設に本社と同等の業務が可能な東京圏以外のサテライトオフィスやワーキングスペースを追加すべきである。さらに、前述の施設を主勤務地とし、本社

⁶ 一般社団法人 日本経済団体連合会「東京圏からの人の流れの創出に関する緊急アンケート」（2020 年 11 月）

(東京 23 区内)からの移転者が一定程度の割合で含まれる場合には、同移転型に伴う雇用促進税制の対象とすべきである。

一事業本部・事業部の適用拡大

- ・ 地方拠点強化税制は本社機能を有する施設を対象として整備の支援を行ってきたが、前述のとおり、本社の地方移転に関しては消極的な企業が多いことも事実である。
- ・ 一方で、業種によっては地方の製造現場などに関連する事業部を首都圏から移転する事例も存在している。
- ・ こうした観点から、事業の中核業務を担う事業本部や事業部を移転または拡充する場合においても、本税制の対象に含めるべきである。

○オフィス減税要件の拡充

- ・ 移転時にオフィス減税の対象となる建物は、自社保有であることが条件とされている。一方で、移転時の規模等により、入居先が必ずしも自社保有とは限らず、賃借物件であることも多い。こうした状況を反映し、オフィス減税における自社保有要件を見直し、賃借物件についても対象とすべきである。

○利用拡大に向けたPR活動

- ・ 今回のコロナショックを一つの契機として、「東京一極集中の是正」と「国土の均衡ある発展」を一層進めるため、本税制のPR活動を積極的に行うべきである。その際、本社機能そのものの移転ではない場合でも、本税制の適用対象となるケースが含まれるため、分かり易いPR方法に努めるべきである。
- ・ 加えて、本税制について誘導効果を高めるためインセンティブを大幅に拡大するとともに、使い勝手の向上に資する内容に改善を図るべきである。

②地域への人流拡大に資する税制の整備

- ・ 地域の経済や活力を向上させるためには、首都圏に過度に集中している人流を各地域へ呼び戻し、分散化させることで生まれる「賑わいや多様性の創出」が重要である。
- ・ 人流拡大にあたっては、首都圏で過密になっている就労人口を効果的に地域へ分散させるための実効性ある仕組み作りが必要である。
- ・ 具体的には、本社業務の従事の有無に関わらず、一定期間内に首都圏から地方へ移転した勤務者の全従業員に占める人数割合に応じて税制優遇が受けられる措置を新たに検討すべきである。

- ・ さらに、人流拡大を一過性のものとせず、継続して促すためには、企業への税制優遇に加え、移動する個人への配慮も必要である。
- ・ 具体的には、移転後の一定期間に限り、個人所得税や住民税について税率の引下げを実施するなど、税制優遇によって個人が移転しやすい環境を整備すべきである。

（２）地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

①地方法人二税の縮減と地方消費税の拡充

- ・ 法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税源の偏在性と不安定性という問題を抱えている。
- ・ 一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地域の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。
- ・ また、各地方税では、標準税率に加え、それぞれの産業振興施策や社会基盤整備等の様々な施策を更に推進するため、各自治体において超過課税が一定の範囲内で認められている。
- ・ 多くの自治体では、超過課税を採用しているが、超過課税が常態化しているケースも少なくないのが実情であり、事業者からの疑問の声が挙がっている。
- ・ 上記の事象は、元を辿れば、地域における財源の不足が大きく関係していることから、政府は、国と地域の財源と分配のあり方について、将来を見据えた持続的かつ合理的な制度へと改善していくべきである。
- ・ これらのことにより、地域の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されと考えられる。

②法人事業税の外形標準課税の改善

- ・ 法人事業税については、外形標準課税のウェイトを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用や賃上げに対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。
- ・ このことを踏まえ、地方税の財源確保を図った上で、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。
- ・ 法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目であるが、そもそも行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。
- ・ さらに本会会員からは、過大な事務負担が生じているとの声もあることから、法

人事業税を含めこれらの地方自治体の行政サービスに対する応益課税としての税は、整理・簡素化されるべきである。

③企業版ふるさと納税制度の活用

- ・ 個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定 NPO 法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。
- ・ 法人の寄附税制については、2016 年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設され、2020 年度税制改正でも、期限延長および控除率の引き上げが行われた。（最大で寄附額の 90%が控除対象）
- ・ 本税制は、地方公共団体が策定して内閣府が認定した地域活性化に資する事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度⁷であり、制度拡充されたことは評価するところである。一方でこの制度の活用状況は想定したほどは伸びていない模様である。
- ・ その理由として、各地域の自治体が策定した地域活性化プロジェクトの内容と企業の地域活性化への考えとの間にギャップが生じていることが想定される。
- ・ このため、県や市町村は、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に努めるとともに、プロジェクト策定段階から地域企業の寄附に対する考えを幅広く収集し、事業提案を行うべきである。
- ・ また、国、県、市町村には認定事業の PR ならびに本税制の企業への周知努力を期待する。

④自治体への寄附税制の改善

- ・ わが国では、少子高齢化における人口減少や、東京一極集中の影響により、地域の疲弊が進んでおり、そのことを背景に、各自治体の財務状況は年々厳しさを増している。
- ・ このような状況下において、地方自治体に対する寄附行為は、自治体の財務状況の強化改善を通じて地域の活性化に寄与することから、非常に意義のある行為である。
- ・ 本会の会員企業の中には、自治体に対しては、寄附する意思は十分にあるものの、寄附の資金使途が明確でないこと、あるいは自治体の予算の使い方に対して疑問

⁷ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね 2 倍の税が軽減される。

地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。

内閣府が運営する以下のポータルサイトより、各認定事業を確認できる。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

があることなどから通常の寄附へのためらいが生じているとの声もある。

- ・ また、企業版ふるさと納税制度では、自治体が策定した内閣府が認定したプロジェクトに寄附する形態となっているため、企業にとっては入口がやや狭いという声もある。
- ・ したがって、地方自治体への寄附税制が持つ地域活性化の側面を評価し、企業における寄附行為を促進する「企業版ふるさと納税制度」を重要な先行モデルとし、より寄附者の意図が反映させられるような入口の広い制度を整備・創設することで、企業が寄附を行う上での選択肢の充実化を図るべきである。

⑤大学への寄附税制の改善

○法人による寄附

- ・ 現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入対象となるのに対して、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入対象とならない⁸。また、個人には認められている寄附金の税額控除制度の仕組みも法人には認められていないため、企業から私立大学への寄附は制度上、抑制される形となっている。
- ・ 私立大学は、各地域に数多くあり、自治体や地元企業と連携して地域の社会・経済の発展に貢献するなど地域創生において極めて重要な役割を担っている。また、人材を巡る国際競争が強まる中で、私立大学は人材育成の拠点として、また有為な人材を地域に惹きつける求心力として重要な役割を担っている。
- ・ こうした私立大学が各地域で果たす大きな役割に鑑み、企業と私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附金に関して損金算入額限度額の引上げと税額控除を可能とする制度の創設を行うべきである。

○個人による寄附

- ・ 私立大学に対する寄附の多くは個人によるものが全体の大部分を占める。個人による寄附金収入が私立大学の安定的な財源となり、地域における産学官連携などの連携活動、教育や研究機能の強化に繋がっている。今後、地域の積極的な担い手となる私立大学の強化を図るためには、更なる寄附の拡大が望まれる。
- ・ 現在、個人から私立大学への寄附は国税と地方税において税額控除を受けることが可能である（国税は所得控除も選択可）。一方、両税ともに寄附金額の全額控除は認められていない。
- ・ また、地方税は、寄附対象となる大学の施設が寄附者の住んでいる都道府県や

⁸ 日本私立学校振興・共済事業団を經由した「受配者指定寄付金制度」を利用した場合は全額損金算入が可能。

市区町村内に存在しない場合は、税額控除の対象外とされている。全国から広く学生を集う大学にとって、地方税の控除条件が国内で一律でない点は寄附を募る上で抑制的に働く。

- ・こうした点から、個人による寄附については国税における税額控除の限度額の拡充と地方税における全国一律の控除の検討を行うべきである。

（３）中部圏の活性化に向けた要望

①総合特区制度における税制支援の拡充

- ・ 中部圏においては、国際戦略特区の「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」をはじめ、地域活性化特区として静岡県「ふじのくに先端医療総合特区」、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県「みえライフイノベーション総合特区」、静岡県浜松市の「未来創造・「新・ものづくり」特区」、愛知県豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」の計6つの特区が存在している。
- ・ 各特区において、規制緩和や税制支援などが行われているが、今後更なる発展を後押しし、地域産業の中核として拡大させていくためには、税制面における特段の配慮が必要である。
- ・ とりわけ、コロナ禍で大きな影響を受けた航空宇宙産業においては、以下の従来からの要望に加え、企業が立ち直るまでは期間を区切らず、欠損金の繰戻還付を継続すべきである。

○国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充⁹

- － 本税制の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業に限られており、また、対象設備が2千万円以上の機械・装置等に限られていることから、事業者の開発・生産活動をより効率的に支援できるよう、宇宙関連事業を支援対象と加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象を拡大すること

○本特区を対象とした研究開発税制の拡充

○固定資産税の減免

- － 償却資産に対する固定資産税の廃止
- － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

○国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

⁹ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2019年7月24日）から抜粋・引用した。

- － 2016 年 3 月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること
- － 「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること
- － 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること

○航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○飛行試験等における航空機燃料税の減免

○教育訓練に対する税制の支援

- － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること

②中部圏の産業を高度化させる税制（再掲）

- ・ 中部圏の企業におけるデジタル化や脱炭素化の進展は、次世代を見据えた産業の高度化を図るうえで必要不可欠である。
- ・ 中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。
- ・ 中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。
- ・ したがって、これらの産業がデジタル化や脱炭素社会の早期実現に向けて積極的に投資を進めるための研究施設・生産施設などへの不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。
- ・ また、産業の高度化のためには、産学等のセクターを越えた連携が重要となるため、産学官連携を促進する税制の充実を期待する。

③スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市の構築を促進する税制

- ・ 中部圏において、デジタル技術革新への対応を進め、イノベーションエコシステムを構築していくことは、中部圏にとって非常に重要な課題である。
- ・ このような状況下で、内閣府が、わが国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を活かした世界に伍する日本型のスタートアップエコシステム拠点を形成するための制度を創設し、2020 年 7 月には「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」として、愛知県・名古屋市・浜松地域が選定された。
- ・ このことを 1 つの契機として、今後、中部圏にふさわしいイノベーションエコシステムを構築するために、税制面においても以下の施策の創設を期待したい。
 - － グローバル拠点都市地域において設立されたスタートアップ企業に対しては、設立後 10 年間、法人税を減免する制度を創設すること

- ー 首都圏と比べて圧倒的に集積が少ないベンチャーキャピタルやベンチャーファンドの中部圏等への誘致を促進するため、首都圏以外のグローバル拠点都市地域に実質的な本拠地を置くベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへの投資（LP 出資）に対し一定額の所得控除制度を創設すること
- ・ また、会員企業からは「中部圏はスタートアップ企業の設立や立地が少ない。中部が誇る技術的な強みを活かして、誘致を進めて欲しい。」との声がある。
- ・ これを実現するためには、中部圏の各企業が持つ技術力をベースに、スタートアップ企業との事業融合、新規事業の立ち上げなどを加速させる必要があり、魅力ある拠点都市として企業誘致を拡大するために、優遇税制等による更なる支援が求められる。

4. 国家的災害リスク管理の向上

- ・ わが国においては、今後 30 年以内に南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が高い確率で予想され、昨今の風水害等の自然災害も激甚化が進んでいることなどを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けたあらゆる事態を想定した防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。
- ・ 2018 年 12 月に見直された「国土強靱化基本計画」では、官民の防災・減災対策を促進する様々な対応について方針が打ち出されたところである。
- ・ また、政府は 2021 年度から「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により、概ね 15 兆円程度の規模で防災・減災に係る公共投資を含む対応の加速化を開始している。
- ・ これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進、換言すれば企業による国土強靱化への参画が不可欠である国土強靱化に対する官民の対策が「車の両輪」のように機能することで、相乗効果を含めた一層の効果が期待できる。
- ・ 2019 年度の税制改正により、国土強靱化に資する税制として、新たに「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設され、2021 年度税制改正で税制措置の拡大と延長が成された。
- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制の整備は大きな前進であったものの、その対象は中小企業の機械設備等への投資に限定されており、企業の防災・減災対策に対する十分な措置内容とはなっていないことから、更なる対象の拡大が必要である。

（１）国土強靱化に資する税制の体系的整備

①体系的な制度の整備・創設（国土強靱化税制（仮称））

- ・ あらゆる自然災害（地震・風水害・火山噴火等）を念頭に置いた民間企業の防災・減災投資を促進することにより、そこで従事する働き手の命や、人々が生計を立てる場である個々の財・サービスの生産現場、それを連ねたサプライチェーン、ひいては社会経済システム全体の強靱化を高めるという社会意義を評価し、自主的に行った事前対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置に関して体系的な制度の整備・創設がなされることを要望する。

②国土強靱化税制（仮称）の内容

- ・ 本税制の整備・創設にあたっては、産業界が今後一層の自助努力を続けることを前提としつつ、民間主体の防災・減災投資を一刻も早く前に進めるために、優先順位の高いものから、段階的・継続的に速やかな実現が図られていくことを要望する。
- ・ 尚、今年度実施したアンケート¹⁰の調査結果も踏まえつつ、対応の緊急性、今後の投資分野としての重要性および継続的投資の必要性等の観点から、優先項目と整理した内容は、以下の通りである。

【本税制の優先項目】

○旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化

- － 旧耐震基準により建設された建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
- － 情報通信に関する以下の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
 - 企業におけるデータ建屋等の情報通信施設
 - 情報通信設備に係る耐震対策として建物の耐震化が必要な場合の当該建物

○情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む）

¹⁰ 全国の８経済連合会（北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州）が共同で「事業施設への防災・減災投資等に関するアンケート」を実施。具体的な投資項目をあげ、優遇税制等の希望分野について調査。

○敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策

○自家用発電設備等の非常用設備の設置

（２）防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長

①中小企業防災・減災投資促進税制の内容拡充と一層のPR活動促進

- ・ 本税制は、自然災害が頻発する中、地震や水害等の災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として 2019 年度税制改正で新たに創設され、2021 年度税制改正で税制措置の拡大と延長が成された。近年の度重なる大規模な自然災害により、サプライチェーンや地域の雇用を支えている地域企業が被害を受けたことで、社会基盤や生産基盤の機能喪失による日本経済の停滞を経験してきたわが国にとって、非常に意義のある税制の創設であると評価する。
- ・ しかしながら、本会アンケート調査¹¹によると、本税制の認知度はいまだ低い。
- ・ 中小企業においては、日々の業務に追われていることで、制度について知る機会も限られているものと考える。
- ・ さらに、会員企業から以下のような声も聞かれる。

【会員企業の声】

- ・ 構造物に対して最新IT技術を活用した災害対策設備が増えてきているが、そのようなものについても対象範囲として頂きたい。
 - ・ 建屋などの施設へも適用対象の拡充をお願いしたい。
- ・ したがって、中小企業における本税制の果たす役割は非常に大きいため、防災・減災効果の寄与度などの面で優先順位が高いものから早急に追加等の措置を講じるとともに、利用促進に向けたより一層のPR活動を行うべきである。

②地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、地震防災対策の一環として、緊急地震速報受信装置等の設置をする事業者等に対して固定資産税の税制優遇を行うものである。
- ・ 同装置の普及率はいまだに十分な水準とはいえない。また、近年、大規模な地震が想定される中、減災・防災に対する意識は高まっており、IT 技術を活用した新しい防災・減災対策に資する技術が生まれていることから、本税制の必要性和

¹¹ 本会が 2020 年 5 月に実施したアンケート調査（回答総数 173 社）によれば、「既存の防災・減災に資する税制についてご存知ですか」の問いに対し、各税制について回答状況は違うもののすべての項目について「知らない」「活用したことがない」との回答が「知っている」「活用したことがある」よりも圧倒的に多い結果となった。

適用範囲の拡充に対するニーズは高まっている。

- ・ したがって、適用資産の範囲を拡充すべきである。

③防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者等が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等（地上機器、ケーブル、通信設備など）に係る固定資産税を優遇する措置である。
- ・ 2016 年に無電柱化推進法が成立し、国は 2018 年度から 2020 年度までの 3 年間で 1,400 キロの道路での着工を目標に掲げてきたが、国内における無電柱化の整備は敷設時に発生する高額な費用等を背景に欧米やアジアの主要都市と比べて、著しく遅れているのが実情である。
- ・ 近年、大規模な地震発生リスクは益々高まっており、無電柱化の早期整備が期待されている。
- ・ したがって期限の延長及び、適用対象の拡大を行い、活用の推進をすべきである。

④地域データセンター整備促進税制

- ・ 本税制は、首都直下地震対策区域内の特定の電気通信事業者によるデータセンターのバックアップ設備の整備を促進することを目的とした税制優遇である。
- ・ 認知度の低さに加え、利用できる対象地域や事業者が限定的であり、民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって期限の延長及び、適用対象地域・事業者の範囲拡大を行い、活用の推進をすべきである。

（３）災害復興に資する税制の強化

①地震保険の保険料控除拡充

- ・ 地震保険の保険料控除制度は、度重なる大規模な地震災害を経て、国民の自助努力を高めて地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献する地震保険の利用及び加入促進を図るため、2007 年に創設された。東日本大震災や熊本地震を経験し、今後、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、地震保険の果たす役割は非常に大きくなっており、加入率は増加傾向にある。
- ・ しかしながら、保険料率は引き上げ傾向にあることもあり、全国の世帯加入率では 30%程度と依然として低い水準にとどまっている。

- ・ 本税制は、災害被害に対する国民生活の復興、ひいてはわが国の経済全体の安定にも大きく寄与するものとなるため、今後も制度普及に向けた PR 活動と保険料控除幅の拡充を図り、加入者促進を図るべきである。

（４）税制措置の効果

- ・ これらの税制の整備・創設によって多様な効果が見込まれる。
- ・ まずは、将来、震災が発生した場合に直接的な被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。
- ・ 次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果¹²が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少を抑制する効果が見込まれる。
- ・ また、対策を講じることで企業の設備投資が促進されるとともに、裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大に繋がるなど、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

5. 企業活動を活性化する環境整備

（１）企業の国際競争力向上、活力向上

①法人実効税率

- ・ 法人実効税率の引き下げは、国内企業の国際競争力向上だけでなく外国企業の国内誘致の観点からも重要である。
- ・ わが国においては、2014 年 6 月の「『日本再興戦略』改訂 2014」の中で示された「法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指す」とする方針に従って、2015 年度から引き下げが実施され、現在は 29.74%となっている。国際的な法人実効税率は、新型コロナウイルスに伴う各国の財政状態の悪化や最低税率の導入の議論などから引き上げ傾向にあるものの、わが国の法人実効税率は、世界各国の税率と比較すると依然として最も高い水準にある。
- ・ これらのことを勘案し、法人実効税率を世界の平均レベルに近い 20%台半ばへと早急に引き下げるべきである。

¹² 国土強靱化基本計画（2018 年 12 月改訂）における最悪の事態である「サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下」の防止を含む。

- ・ 引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせ（タックスミックス）を中心に据えるべきである。 また、あわせて税源の偏在性と不安定性等の問題がある地方財政の現状を踏まえ、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）の縮減と地方消費税の拡充をセットにすべきである。

②課税ベース

- ・ 課税ベースの拡大は、合理的な理由と根拠に基づいて行われるべきである。
- ・ 最近の課税ベースは、「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などの見直しによる拡大に見られるように、その多くは、法人実効税率の引き下げによる税収の減少を補うために行われているきらいがある。法人税収の減少を補うための課税ベースの拡大は法人実効税率の引き下げが本来目的とする税負担の軽減に反するものである。
- ・ したがって、法人税収の減少を補うための方策は法人税制の枠内で行おうとするのではなく、租税体系全体の中で適切なタックスミックスの考え方に従って行われるべきである。 タックスミックスは前項で示したように法人税の軽減と消費税の拡充のミックスである。

③研究開発税制等の投資促進税制における繰越控除期間の見直し

- ・ 研究開発の過程において、研究シーズの開発から社会実装までの道のりは一般的に長い期間が必要となる。このため、関係者が一気通貫して全過程を見通すことが難しく、関与や支援が断続的となりやすい。結果的に一つのシーズを最後まで推進できないことが、社会実装の難しさに繋がっている。
- ・ また、研究開発以外の様々な投資において、企業戦略から短期的な投資計画ではなく、中長期的な視点で投資判断を行う場合も多い。
- ・ こうした点を踏まえ、研究開発税制をはじめとする投資促進税制は投資促進の効果を高めるため、使い残した税額控除額を一定程度の期間において繰越可能とすべきである。
- ・ このことにより、長期的な投資環境が整備され、様々な技術の社会実装などが促進されることが期待できる。

④オープンイノベーション促進税制の見直し

- ・ 近年、顧客ニーズが多様化・細分化し、企業が自前で全ての技術開発等を実施することは困難となっている。一方で、特定分野に秀でたベンチャー企業との連携は開発期間の短縮等をもたらす可能性がある。

- ・ こうした背景から、オープンイノベーションの一つの手段として、企業が事業拡大のために確保した予算の一部をベンチャー企業に投資することや、コーポレートベンチャーキャピタルを設立する動きが増加している。
- ・ こうした動きを促進するためにも、オープンイノベーション税制の期限を延長するとともに、対象に一定のベンチャーファンドへの出資も加えるべきである。

⑤産学官の連携を促進する税制

- ・ オープンイノベーション型研究開発税制は、特に企業と大学が共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があるうえ、専門家の監査が必要となる。また、実際に研究開発税制の適用を申告する段階においても複雑な要件が定められている。
- ・ これらに関して、本会の会員企業や会員大学からは要件の緩和や申告実務の簡素化を求める声が強い。

【会員企業および会員大学の声】

- ・ 産学連携の研究開発については、現在、相手方（大学等）から大学でかかった費用の詳しい情報をもらわないと自分側の税額控除を受けることはできない。相手方に支払った金額をベースに控除を受けられるようにしてほしい。
- ・ また、確認報告書に印鑑欄があるなど、紙ベースでのやり取りが多く、データでの対応（電子化）を推進して欲しい。
- ・ オープン型については、手続きが煩雑である。契約確認要件が多く、研究機関ごとに確認が必要になるなど情報収集にも苦慮している。
- ・ 大学や企業における連携時に税制の内容理解について温度差がある。また、企業が監査を依頼する税理士も慣れていない場合には unnecessary な書類を要求してくる。このため、使用方法などを、より分かり易くした上で、周知等を徹底して頂きたい。
- ・ 慣れていない企業は、研究開発費目について、選別が今ひとつわかっていないため、大学側として対応に苦労している。

- ・ これらのことを踏まえ、オープンイノベーション型研究開発税制における契約書記載事項の簡素化およびガイドラインの明確化、監査要件などを緩和し、使い勝手を向上すべきである。また、申告にあたって相手方（大学等）への支払い金額をベースに控除が受けられるよう制度を柔軟にすべきである。

⑥ 5G投資促進税制の見直し

- ・ 5G投資促進税制は、5GがSociety5.0の実現に向けた21世紀の基幹インフラとして、地域が抱える様々な社会課題の解決やわが国の国際競争力の強化に繋がることから2020年度に新設された。
- ・ とりわけ、通信事業者以外の主体が構築できる「ローカル5G」の活用は、生産拠点のスマートファクトリー化等を推進するだけでなく、通信障害や災害等の影響を受けにくいことから、今後の更なる活用拡大が望まれる。
- ・ 一方で、コロナ禍による経営環境の悪化から、投資は抑制されており、本税制の活用に至っていない企業も多いと考えられる。
- ・ また、投資対象が機器に限定されており、導入時等に負担となる諸費用（コンサル費用、教育・研修費用等）が対象に含まれていない点や、大企業においては本税制の税額控除の規定¹³に伴い、適用要件が限定されている点も、本税制の活用が進まない理由の一つであると考えられる。
- ・ これらの点から、期限延長及び、早期普及の後押しとなる適用要件の緩和を行うべきである。

（２）公正な国際課税制度の整備

①国際課税ルールの見直し

- ・ 長期課題とされてきた国際課税における「最低法人税率」、「デジタル課税」は2021年7月に行われたG20財務相・中央銀行総裁会議において大枠合意に至った。歴史的な合意が行われた一方で、企業からは次のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 最低税率について所得合算課税の有無等、詳細がまだ確定しておらず、今後の企業の事務手続きが煩雑にならないかを懸念している。
 - ・ アジア諸国では最低税率以下の課税国が複数存在しており、最低税率を下回った場合の措置が不明である。
 - ・ デジタル課税は、既に独自課税をしている国も複数あり、二重課税の状況が発生しないかを危惧している。
- ・ こうした点から、国際課税のルール統一は歓迎されるものの、実際の運用時における事務手続きの煩雑さが懸念されるため、制度として分かり易く使い勝手の良

¹³ 中小企業者又は農業協同組合等以外の法人の各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下である場合を除く。）には、不適用。

イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額

ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

い仕組みとなることを期待する。

②BEPS プロジェクトに対応した国内制度整備

- ・ 一部の多国籍企業による過度な節税行為への対応を目的とした BEPS プロジェクトの進展に応じて国内の制度整備が進んでいる。整備された制度内容は総じて詳細を極め、過度な事務負担を企業に強いることとなっている。このため、本会の会員企業の中でもわが国の BEPS 対応に関心を示す企業は多く、事務負担の軽減を求める声が多く聞かれる。
- ・ したがって、BEPS 対応の制度構築にあたっては、国際基準に基づいたデジタル課税制度の構築を速やかに行い、併せて企業の事務負担の軽減に向けた配慮を要望する。

【会員企業の声】

- ・ まだ判断に迷う事案が数多くあるため、今後も明確化に努めて頂きたい。運用に関するガイドラインや事例集等があるとありがたい。
- ・ 作成を求められている資料で、本当に必要なものなのか疑問なものもある。事務負担も考慮して頂き、一層の簡素化をお願いしたい。
- ・ 作成義務のある資料の中には、調査にあまり参考にされないものが含まれているが、これらの作成にも相当なコストを費やさねばならず、負担感は非常に大きい。

③外国子会社合算税制（CFC 税制）

- ・ 「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的考え方を踏まえ、近年の税制改正では外国子会社合算税制（CFC 税制）¹⁴の見直しが続いている。
- ・ 特に、最近では 2017 年度税制改正で従来の、合算課税対象の判定基準であるトリガー税率が廃止され、外国子会社の所得や事業の内容によって合算課税対象を判断する仕組みとなった。一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子会社の税負担率にかかわらず対象外となった。
- ・ 2018 年度税制改正では合算課税対象について、M&A によるシナジーの最大化を図るため、ペーパーカンパニー等へ整理時の課税が見直された。また、2019 年度

¹⁴ 外国子会社合算税制（CFC 税制、CFC は Controlled Foreign Company の略）とは、外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして、日本で合算課税する制度。

税制改正ではペーパーカンパニーにおける国内外のビジネス実態をより考慮し、一定基準の外国関係会社をペーパーカンパニーの範囲から除外する緩和策が講じられた。

- ・ しかしながら、会員企業からは、本制度上の問題点、懸念事項について多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定基準である租税負担割合（20%未満）の引き下げを作業負担の観点からお願いしたい。
- ・ 外国子会社合算課税（CFC 税制）については、適用の有無を判定する子会社数が格段に増加したことにより事務工数が大幅に増え、負担となっている。
- ・ 事業の再編で、一時ペーパーカンパニーが発生することがある。その場合でも対応が必要となるため、従来から経済活動基準を満たしていた企業を対象から外すなどの柔軟な判断をお願いしたい。
- ・ まだ曖昧な解釈で当局に確認しながら処理を行っているものも多く、より透明性のある事例集やガイドラインがあるとありがたい。
- ・ 現状のペーパーカンパニーに該当する可能性のある企業が多く、それら全ての申告書を作成する負担が非常に大きい。

- ・ したがって、企業へ過度な負担を強いることがないよう実務の軽減に配慮すべきである。加えて、租税回避に利用される可能性が低い国は一律合算課税対象から除外するホワイトリストの導入や、租税回避に利用される可能性が高い国についてのみ外国子会社の合算課税対象の判定を行うなど、本制度の本旨に立ち返り、わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しの継続を要望する。

④国際課税をめぐるトラブル解決

- ・ わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。
- ・ しかしながら、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む声や BEPS 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の声が聞かれた。企業が対応に苦慮した結果、やむなく課税に従う場合もある。

【会員企業の声】

- ・ 日本とインドの租税条約問題。インドのみが技術役務提供料について源泉徴収される。他の国と同様に免除をお願いしたい。
 - ・ 海外での協議に時間がかかり過ぎている。租税条約上に期限の設定がないのが理由であり、期限の設定が望まれる。第三国の仲裁機関を立てる手もあるかもしれない。また、時間の経過とともにかなり高いペナルティの利息が加算されてくるので、当方に有利に決着しても、結果としてあまりメリットがないケースもある。
 - ・ BEPS の文書化基準の見直しをお願いしたい。ローカルファイルへの記載基準となる取引金額が少額すぎるため基準金額の見直しをお願いしたい。
 - ・ 課税に対して異議を申し立てる仕組みはあるが、相手国が何らかの理由で話し合いに応じないケースも多々あり、非常に不合理であるため、租税条約で逃げ道無くすような項目を増やしてほしい。
 - ・ 租税条約ネットワークの更なる構築や、当局間での連携や事前協議の強化に努めて頂きたい。
 - ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため国と国でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。
- ・ このため本会会員の意見にもあるように、国として相手国に立ち向かっていただき、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。
 - ・ また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図っていただきたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めていただきたい。
 - ・ このことにより納税されるべき国で納税がなされるとともに、二重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

⑤外国税額控除制度

- ・ 外国税額控除制度については、税額控除について算出方法の改善、納税証明書のフォーマットの統一および電子化推進、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

⑥海外所得の国内還流を促進する税制

- ・ 企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。
- ・ したがって、海外の活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。
- ・ このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から 100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。
- ・ これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

(3) 中小企業の経営基盤強化

- ・ 中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。
- ・ しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあり、人手不足や働き方改革への対応、生産性向上に資する取り組みの遅れなどは深刻な問題である。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継も大きな課題となっている。
- ・ また、度重なる大規模な自然災害による地域経済への被害は、結果的に日本経済全体に甚大な影響を及ぼし、各企業単位での減災・防災への備えを強化することが喫緊の課題であることを再認識した。
- ・ このため、中小企業の経営基盤強化に当たっては、事業承継の円滑化とその他の経営・投資の後押し、納税環境の整備の3つについて税制面での特段の配慮をお願いしたい。

①事業承継税制

- ・ 地域経済において、中小事業者の廃業の増加が深刻化している。わが国の地域の雇用や、ものづくりの基盤を支えているのは中小事業者であり、中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。
- ・ そこで、2018 年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため 10 年間の特例措置として事業承継税制が大幅に改正され、2019 年度税制改正では、個人事業主を対象とした個人版事業承継税制が新たに創設された。
- ・ 日本経済の根幹に関わる中小企業や個人事業主の事業承継問題は、喫緊の課題で

あり、税制のみで解決できる問題ではないが、今回の改正により一定の進捗が期待できるものと評価する。

- ・ 一方で、会員企業からは以下のような声も聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 中小企業版事業承継税制について、代表者の認知症による会社機能の停止に備え、民事信託の利用が増えている。しかし、民事信託を利用すると、現状の事業承継税制は利用適用外となってしまうため、中小企業の会社存続の観点から適用要件の見直しを図って頂きたい。
- ・ 個人版事業承継について、企業であれば株を担保とすれば他の追加担保は不要となっている一方で、個人の場合、土地・建物が追加担保となるが、銀行の担保設定がある等、煩雑化するケースがあるため、使い勝手の整備をお願いしたい。
- ・ 現在の事業承継税制は、事業者側から見ても煩雑過ぎて使いにくく、税理士側から見ても手間がかかり過ぎて採算が合わず、取り組みにくい。
- ・ 株式評価額での相続制度は中小企業にとって不公平を感じる。
- ・ 事業承継税制の要件だけでなく、周知され、利用されるまでのサポート体制の充実が重要である。

- ・ 事業承継は中長期的なスパンで取り組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。したがって、今回の改正内容を 10 年間の時限措置とせず恒久化すべきである。
- ・ また、使い勝手の向上のため、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知や利用のサポートなど周辺環境の整備も同時に進めるべきである。
- ・ さらに、事業承継同様、事業譲渡についても事業存続のための重要な手段であることから、事業承継同様の税制優遇措置の導入が望まれる。

②中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置の期限延長および時限的な内容拡充（再掲）

- ・ わが国の中小企業は、全企業の 99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業活動を行い、わが国の経済基盤を形成している。
- ・ したがって、中小企業の経営や投資を後押しするような以下の税制措置については、まずは期限延長を行い、時限的にでも内容拡充を行うべきである。
 - － 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
 - － 中小法人の交際費課税の特例措置
 - － 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置

③消費税のインボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進

- ・ わが国においては、消費税について 2023 年 10 月よりインボイス制度の導入が予定されている。
- ・ 本制度により、事業者の取引の正確な把握を行うことが可能になり、正しい納税環境整備に寄与することが予想される。
- ・ しかしながら、軽減税率の導入に加えてインボイスの導入により、事業者側の対応はさらに複雑となる。また、消費税の端数処理等の規定が細かすぎることからシステム改訂の費用が嵩むなど、事業者側の負担は非常に重い。制度導入にあたっては事業者側の負担の軽減のため、十分な配慮をすべきである。
- ・ 軽減税率導入時には、システム構築における費用等は、おおむね事業者に委ねる形となっており、特に小売事業者の負担は非常に大きいものがあった。
- ・ 今回のコロナショックに際して、欧州諸国において付加価値税の機動的な調整がスムーズに行われた背景には、インボイス発行や軽減税率に対応できる電子インフラ（特に電子レジスター）が十分に普及していることがある。
- ・ 我が国においても、インボイス制度導入にあたり、事業者において電子レジスターの導入が必須になることを鑑みると、まずは国が主導して電子レジスターの導入における支援を行うとともに、事業者に対して電子レジスター導入のメリット等をわかりやすく説明するなどの環境整備を行い、特に中小企業・小規模企業者が市場から排除されないよう十分に配慮をすべきである。

（４）税の新陳代謝と合理性向上

①事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、都市部への人口集中と公害が社会問題化した高度経済成長期の 1975 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、社会資本整備が進み人口減少社会を迎えた今日、問題はむしろ各地域における都市中心部の空洞化である。
- ・ 事業所税は、短期的視点から見れば自治体にとって重要な税収基盤である。しかしながら、長期的には都市部への事業所の進出や企業の新規開業を阻害することにより、雇用や生産活動へのマイナス効果を通じて都市の成長を抑制することになる。その結果、住民税や固定資産税等の減収に繋がる可能性が危惧される。
- ・ 加えて、事業所税の従業者割は、給与総額を基に算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働きかねない。
- ・ また、事業所税は人口 30 万人以上の都市の過密解消を目的とするものであった

が、市町村合併の結果、形式的に人口が 30 万人を超えて事業所税の適用対象となった都市においては、そもそも過密問題は存在しない。中部圏では、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった¹⁵。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため事業所税の対象地域となった¹⁶。

- ・ このように事業所税は現代の社会情勢にそぐわないものとなっており、非常に多くの問題を抱えているため、他の税源を確保したうえで廃止すべきである。

②印紙税の廃止

- ・ 電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている¹⁷。
- ・ 本会会員へのアンケートや聞き取り調査では、印紙税の合理性や、実務面での負担感に関して以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすれば、存在意義を失っている。
- ・ 取引形態の変化に伴い、書面文書のみが課税対象となるのは不合理である。
- ・ 働き方の変革が必要な環境下で、物理的作業の軽減が強く求められている。

- ・ 以上のように合理性を失っていることに加え、商取引の振興や働き方改革、事務負担軽減の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

③固定資産税の改善

- ・ 土地及び建物に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。
- ・ 一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくいため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であるとともに、製造業など特定業界に負担が偏在する不公平な

¹⁵ 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

¹⁶ 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

¹⁷ 印紙税の課税根拠に取引に伴う経済的利益の存在があるが、取引段階では利益は確定していない。契約がその後の所得や課税取引に反映されれば、所得税や消費税などで課税される可能性が高い。

税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の競争力を削いでいる。

- ・ このため、地方税の財源確保を図った上で、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。
- ・ また、廃止までの期間においても、取得価額の 5 % に据え置かれている評価額の最低限度を、早急に法人税と同様に備忘価額（1 円）とするべきである。
- ・ 償却資産税の廃止によって、設備投資等の価値創造的な活動に対する障害を除去すべきである。

④法人事業税（電気・ガス供給業の課税標準）

- ・ 電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2018 年度税制改正で、一部のガス供給業について、他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大半のガス供給業は依然として収入金額をベースに課税されている。また、2020 年度税制改正では、電気供給業の発電・小売事業のうち 2 割程度については、資本金の要件次第で外形標準課税または所得課税となることが組み入れられた。
- ・ 収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと理解される。
- ・ しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。
- ・ したがって、競争環境の公平性の観点からこれらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

以上

【付属資料】

税制改正の基本的見解と中長期要望項目

I. 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

(1) ポストコロナに向けた経済の立て直し

コロナショックを境に国内はもとより、世界経済は大きく変化している。また、米中対立の激化から、新たな国際関係の樹立や見直しが進められている。

国内では感染拡大の影響から、未だに多くの企業が経営の立て直しに奔走している一方で、ポストコロナを見据え、脱炭素やデジタル化などの新たな成長戦略が台頭し、企業を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。

こうした環境の変化に際して、まずは足元の経営環境の改善は必須であり、とりわけ対面サービス業などの甚大な影響を受けた一部業種については相応の支援が求められる。また、新たな環境に合わせて、企業の対応を加速させ、後押しするための税制の整備が期待される。

(2) 日本経済の成長促進

新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国経済に甚大な影響をもたらすとともに、わが国が抱える様々な課題を浮き彫りにした。

一方で、世界経済に目を向ければ、ワクチン接種拡大に伴う経済活動の本格的な再開が先進国を中心に始まっている。また、ポストコロナ時代に向けカーボンニュートラルへの取組みやサーキュラーエコノミーへの移行といった新たな施策の展開、米中対立の激化に伴う国際関係の再構築を模索する動きが加速している。

これに対して政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太の方針）」において、感染症の拡大による厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期すとしている。

具体的には、グリーン・デジタルなどの成長分野への民間投資を大胆に喚起しながら、守りから攻めの政策へと重心を移し、世界経済が回復していく中で、外需を日本の成長に取り込んでいくとしており、実行は不可欠である。

(3) 国際的な環境変化への対応

世界的な感染症の拡大は、各国に経済対策として大規模な財政支出を強いることとなり、結果として財政状況の大幅な悪化を招いた。そうしたマイナスの要因が一つの引き金となり、法人税の国際的な最低税率や巨大 IT 企業を中心としたデジタル課税の導入議論を加速させ、纏まりつつある。

一方で、中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業などのプレゼンスは急速に拡大しており、グローバル経済における競争環境はますます激化しつつある。相対的出遅れ感のあるわが国企業が競争を勝ち抜くためには、自助努力のみならず競争環境のイコルフッティング（競争条件の対等化）が不可欠である。

また、わが国経済が活力を取り戻すためには、感染症の拡大防止や貿易、投資など幅広い分野で世界各国との連携強化が必要である一方で、国内回帰を一つの手段としてサプライチェーンの多元化・強靱化によるリスク分散を図る必要がある。

（４）デジタル経済の成長への対応

GAFＡに代表されるデジタル・プラットフォーマーは、世界中の顧客を対象として従来の商取引とは大きく異なる形態・速度で成長している。これまで想定しなかったような、国境を越えた様々な取引形態に対して、各国の税務当局が適切な徴税機能を果たしているとは言い難い状況にあることから、迅速な対応が必要との批判も高まっている。こうしたことから、デジタル課税導入に向けた国際的合意形成が進められている。税務当局は国際的な合意内容に沿ってデジタル・プラットフォームの収益実態にふさわしい課税体制を速やかに構築し、他企業との公平性の確保に努めるべきである。

（５）SDGsの促進

近年、企業価値向上と持続的な成長を図るため、SDGsに対する企業の取組みが広がりつつある。SDGsの取組み目標は、貧困から気候変動など多岐にわたるが、その中でもCO2排出量の削減など、環境やエネルギーに対する取組みは企業活動との結び付きが強く、及ぼす影響範囲も広い。

それゆえ、企業が環境やエネルギー問題に配慮し、経済・社会の持続的な発展に資する持続的な取組みを税制面から後押しする環境の整備が求められる。

（６）脱炭素社会の実現に向けた対応

菅首相は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、グリーン社会の実現のために幅広い施策を横断的に実施するとしている。また、政府は「2030年時点の温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指す」としている。目標の達成には産業界のみならず、わが国全体で脱炭素化の目的を共有し、CO2削減の動きを加速させていく必要がある。そのうえで、新たな租税方法等の仕組みが検討される場合は、産業の国際競争力にも配慮したうえで、適切な制度設計が

求められる。また、既存税制とのバランスに配慮し、税制の整理・統合を行う必要がある。

（７）財政健全化への取組み

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」（内国債、借入金、政府短期証券の合計）は、2021 年 3 月末で 1,216 兆円となり、新型コロナウイルス対応に伴う財政出動などを受けて、この 1 年間では初めて 100 兆円を超える増加となった。

政府は 2021 年度の骨太の方針において、基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）の黒字化目標を 2025 年度で堅持したが、現下の財務状況に照らし合わせてみれば、目標の達成は困難度を増していると言わざるを得ない。

今後、コロナ禍で急激に悪化した財政の再建については、増税が選択肢の一つとしてやむを得ないとの考え方もある。一方で、企業によってはコロナ禍からの立ち直りのために、様々な手段を講じて企業存続に向けた必死の努力が続けられている。

こうした背景から、政府はまずは財政健全化にむけた歳出の見直しを進めるとともに、経済活動の拡大が歳入の増加に繋がる点を強く意識し、税制の改革を行うべきである。その上で増税が必要となった場合には、税額の使途を明確にした一定の期間税として実施すべきである。

（８）働き方改革への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化等の人口論的な問題は、年金・医療・介護・子育て支援等の各種社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めるとともに、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。このため、多様な層の労働参加を促進するため、社会保障制度や税制を総合的に見直していく必要がある。

2021 年度の「骨太の方針」では、今後の成長を生み出す 4 つの原動力の一つに「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」が掲げられ、子育てをしやすい社会の実現や子どもの安心確保のための環境づくりなどが推進される。

また、働き方改革における柔軟な勤務体系の整備や長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた施策を実施するとともに、その担い手となる企業への税制面での適切な措置を講じる必要がある。

（９）地域創生の実現

魅力と活力あふれる特色ある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げる

ためには、地域の自主財源を抜本的に強化しつつ、一方で地域における経済活動を阻害する税制を撤廃・縮小する必要がある。

また、感染症拡大で過密によるリスクが明らかとなった、過度な首都圏一極集中の是正や国土の均衡ある発展をはじめ、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地域都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

(10) 大規模災害の教訓を踏まえた国家的災害リスク管理の向上

近年、地震や風水害など、わが国の至るところで多くの自然災害が発生しており、今後発生する災害に備えて合理的・効果的な事前対策が必要である。

これらの大規模災害の重要な教訓の一つは、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響である。企業の自主的な防災・減災対策を推進することによりサプライチェーンを強化することは、国民の働く場と経済システムを守ることを通じて、災害時の国民生活のショック軽減に繋がると考えられる。

財政健全化の流れの中で、様々な支出への見直しが必要となる中においても、国土強靱化はわが国の存亡がかかった喫緊の課題であり、国が優先して手当てすべき分野である。

すなわち、大企業か中小企業かの規模を問わず、あらゆる企業の自主的な防災・減災対策を後押しする税制の早急な整備が必要である。

(11) 社会保障制度の持続可能性の向上とセーフティーネットの構築

人生 100 年時代を迎え、少子高齢化の中で生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題である。負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方をふまえたうえで、全世代型社会保障制度を構築することが肝要である。また、今回のコロナショックでは社会的弱者への影響と必要最低限の生活保障に向けたセーフティーネットの構築が課題となった。社会保障制度の持続可能性を向上させるとともに、所得の再分配やセーフティーネットの構築を図るために税制の果たす役割は極めて大きい。

2. 改革の進め方

(1) 税制・財政・社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることが可能な社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を

進めるべきである。さらに、租税も社会保障費も、国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要がある。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、安定的な税収基盤を構築する観点からは今後も、さらなる消費税率引上げの内容および時期について、引き続き検討が進められることを期待する。

また、将来的に本格的な検討が求められる財政再建については、コロナ禍で傷ついた企業の立ち直りを妨げない為にも、法人税等の安易な増税は避け、税制全体のバランスを検討したうえで有効な改善策の実施を望みたい。

社会保障制度については、2013 年 8 月に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示したうえで、改革を推進する必要がある。

（２）法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の好循環が生まれ、結果的に経済活動全体が拡大することが重要である。

そのためには、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるとともに、成長が期待される分野における投資を促す優遇税制の整備が望まれる。

また、法人税を OECD 主要国と比較すると、わが国は法人税収の GDP 比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いという特徴がある。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方、消費税は景気の変動を受けにくく安定しているという特徴があることから、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充が望ましい。

したがって、税制の抜本改革においては、法人税のウェイトを引き下げ、消費税のウェイトを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

（３）タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する

社会保障関係支出の抑制、国民の自己負担分の拡大の必要性については PB 黒字化時期の延期とあわせて国民の十分な理解を得なければならない。

さらに、今後の税制改革については、国民全体の受益および負担がどのように

あるべきかという観点から議論する必要がある、従来のように個別論点における微小な改革を繰り返すのではなく、抜本的な改革を導入すべき状況にある。個人税制全体で所得、消費、資産課税の再構築を図るというタックスミックスの考え方に基づいて改革を進めるべきである。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。2019年10月に実施された消費税率引き上げにおいては複数税率が導入されたが、この複数税率については、財源の減少、事務処理の複雑化等、様々な問題を抱えており、見直しに着手すべきである。また、逆進性の緩和が不十分な点も大きな課題であり、今後の対策として給付付き税額控除等の導入検討が必要である。

今後の税制においては、消費税制と所得税制の各々の長所をミックスしたものを導入して税収の確実な確保および納税者の理解が得られる内容としなければならない。

（４）国税と地方税の役割を根本から見直す

本来あるべき中央政府の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などのマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方政府の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地域は地方政府の行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地域への財源移譲を図るべきである。

一方、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし、整理削減すべきである。その際、事業所税など時代に合わなくなった税制を自主的に廃止できるよう、地方税の財源を強化するとともに、地方自治体の税制運用の主体性が尊重されるようにすべきである。

（５）法人税改革は国際競争力向上を意識して行う

世界各国は国際競争力向上の有力な手段として租税制度の整備を戦略的に進めてきた。しかしながら、長引くコロナ禍で各国の財政状況は悪化しており、国際的な法人税率の引下げから一転、米国や英国では引上げが実施された。また、最

低法人税率についても議論が進み、国際的な合意が纏まりつつある。

一方で、わが国の法人実効税率は、2017 年度が 29.97%、2018 年度以降は 29.74%と段階的な引下げを実施してきたが、依然として 30%に近い水準であり、未だ諸外国よりも高い水準にある。

したがって、国際競争力を維持できるレベルへの早急な引下げを実施していただきたい。その際、わが国企業の実質的な租税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

さらに、BEPS 対応等の国際課税についても国際競争と税務負担の軽減を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

（６）経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえたうえで、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば、税務負担の軽減を求める声は年々高まっている。したがって、電子申告の環境整備等により事務の効率化を図るとともに、分かり易く簡素な税制にすることによって納税者の実務面での利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ早急に実施すべきである。具体的には、事業所税や印紙税に代表される、時代にそぐわない税制の廃止である。

（７）デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する

「骨太の方針 2021」では、「デジタル時代の官民インフラを今後 5 年で一気呵成に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。」としている。デジタル庁の創設によって加速が期待される行政効率化の観点から、書類や対面手続き等の簡素化・廃止などに加え、申告・納税手続きについてもより効率的な電子申請方法の導入や添付文書の電子ファイル化が望まれる。

また、デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度の更なる国民理解と普及拡大により、社会保障の公平性の実現や納税環境の利便性の向上等が図られることを期待する。

（８）ポストコロナを見据えた足元と将来の制度を整備する

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、わが国の社会経済活動は多大な制約と経済的損失を被り、対面サービス業などの一部の業種では経営環境の悪化が続い

ている。一方で、足元ではワクチン接種が拡大し、ポストコロナを見据えた成長戦略も推進されるなど、新たな時代に向けた動きも活発化している。

このため、政府には感染症の影響で苦しむ企業への支援強化を求めるとともに、コロナ後の世界に向けて企業の変革や技術革新の取組みを後押しする減税措置や制度の構築が期待される。

また、我々はコロナ禍において「危機対応能力の充実」、「デジタル化によるスマートな社会の実現」、「東京一極集中の是正と地域創生」の必要性について、改めて気づきを得た¹⁸。税制によって各取組みの後押しをしながら、これらを一体的に進めることで、わが国のレジリエンスがより一層高まるとともに、各地域の特徴に応じた効率的な社会の構築が加速するものと期待する。

3. 中部圏の税制への期待

(1) 産学官の連携を促進する税制

社会や産業構造が大きく変化する中で、行政区や産学官の各セクターを超えた広域での産学官連携はより重要度を増している。

また、企業の活性化と産業生態系の再構築にむけて大学の役割は一層重要となっている。なぜなら、大学発のベンチャー企業は次世代の日本の主力産業となる可能性があることや既存企業との連携は、イノベーションを生み出す重要な契機になるからである。

自治体に関しても、社会保障関連支出等の増嵩を背景に、投資支出には限度があることから、企業や大学との多様な連携や支援の強化が求められている。

このため、地域の持続的発展を後押しする大学や自治体への企業からの寄附、産学官連携による新産業創出への取組みなどに資する税制の創設や整備を期待する。

(2) イノベーションの促進

中部圏は「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、近年のデジタル技術革新の進展により産業間の融合は更に進み、産業構造はこれまでの産業分類では的確に捉えることのできない状況になりつつある。中部圏では、現在の弱みであるデジタル技術分野の集積を図り、デジタル技術革新への対応を進めることが急務である。また、新世代の成長産業を創出し、高い生産性と付加価値を生み出すイノベーション・エコシステムを構築することが重要である。

¹⁸ 一般社団法人 中部経済連合会「コロナショックからの教訓と経済社会の変革」（2021年2月）

こうした中部圏が目指すイノベーションの創出を加速させる出来事として、2020 年 7 月に愛知・名古屋及び浜松地域が政府から「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」に認定された。これにより当地におけるイノベーション人材の輩出の高まりや、域外からの人材・資金・情報等の求心力の向上が期待される。今後、この流れを止めることなく、更なる発展を進めるためには、研究開発やイノベーション活動を強力に促す税制の取組みが不可欠である。

（３）東京一極集中の是正

新型コロナウイルスの感染拡大によって、東京に集中するわが国の中枢機能や密接度の高い生活環境など、過度な東京一極集中による弊害が改めて問題視されるようになった。

東京一極集中の是正はこれまでに幾度も検討されてきたが、地域からの人口の流入は止められず、長らく歯止めがかからない状況が続いている。その是正には、税制をはじめ、あらゆる手段を活用して早急に取り組むべきである。

今後、首都圏からの人口移転や代替機能の設置に向けて、その受け皿の一つとなる中部圏がより魅力的で機能的な地域となるためには、人口の流入や中枢機能が移転しやすい制度や環境等の整備が必要である。また、東京一極集中の是正を一過性のものとせず、持続的な取組みとして後押しするためにも税制が果たす役割は極めて大きい。

（４）中部圏企業の税制に関する問題意識

本会の会員企業は、税制改正に関して様々な問題意識を抱えており、先般本会が実施したアンケートにおいては、以下のような課題が指摘された。

- ・ 法人実効税率の引下げ
- ・ 企業のデジタル化を加速させる税制の整備
- ・ 地方拠点強化税制の抜本的拡充
- ・ 国土強靱化に資する防災・減災設備の投資支援
- ・ 生産性向上等を後押しする税制の整備

これらの課題については、いずれも重要な論点であると認識し、本意見書においては個別に検討して具体的提言として要望していく。

4. 2022 年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、2022 年度税制改正に向けた論点として次の 5 項目を取り上げた。

- ① ポストコロナを見据えた企業支援に資する税制の整備
- ② 脱炭素社会の推進に資する税制の整備
- ③ 東京一極集中是正、地域創生に資する税制の整備
- ④ 国家的災害リスク管理の向上
- ⑤ 企業活動を活性化する環境整備

Ⅱ．中長期の課題解決に対する要望

1．公平な所得再分配に資する構造的改革

（１）マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の導入

- ・ 国は、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置を導入すべき。その前提として、個人情報や情報セキュリティ面に十分に留意した上で、国民の制度への理解度を高めていくべきである。

（２）所得税において公平性と効率性の高い所得再分配制度である給付付き税額控除の導入検討

- ・ 所得税において、給付付き税額控除など、公平性と効率性の高い所得再分配方法の導入について検討を図るべきである。

（３）国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る手段の検討

- ・ 国民の最低限度の生活を効果的・効率的に守る手段のあり方として、ベーシックインカムの有効性等も検証しながら、政府内で継続的な検討を図るべきである。

2．国の根幹にかかわる人口と経済的繁栄の地域間格差の是正

（１）出生率の改善

- ・ 出生率の改善に向け、結婚を促し多産に資する税制を整備すべき。具体的には、所得税制における「N 分 N 乗方式¹⁹」の導入について本格的な検討が着手されることを期待する。

（２）労働参加の促進

- ・ 女性の労働参加を妨げない制度へと一層の改善を図るべきである。具体的には、夫婦共働き世帯が恩恵を受けることのできる税制やパート労働者の勤労意欲を削いている社会保障の壁の撤廃などである。
- ・ シニア世代の労働参加を妨げないような制度へと税制・社会保障を一体で整備すべきである。具体的には、在職老齢年金制度における給与収入額による年金カットを停止すべきである。

¹⁹ N 分 N 乗方式とは、世帯所得の合計を世帯人数で割った金額に税率をかけ、算出された税額に世帯人数をかけて、世帯の課税額を算出する所得税の課税方式。

3. 基幹税である消費税制の改善

（１）複数税率制度の廃止

- ・ 複数税率について、導入後の事務の煩雑さ等の評価・検証を行った上で、廃止に向けた検討を行うべきである。

（２）逆進性の緩和

- ・ 消費税率の引き上げの持つ逆進性を緩和する本格的な対策として、所得税における給付付き税額控除方式の導入を検討すべきである。

（３）インボイス制度導入における公正な納税環境の整備推進（再掲）

- ・ インボイス制度については、公正な納税環境が実現することに寄与するが、特に中小企業・小規模事業者の負担感が強くなるため、電子レジスターの導入等の電子インフラの環境整備を国が主導して推進すべきである。

4. 経済活動を抑制する税制や歪みを与える税制の廃止または見直し

（１）使命を終えた税制の廃止（再掲）

①事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。

（２）受容性の低い税制の廃止・整備（再掲）

①固定資産税の改善

- ・ 固定資産税の償却資産への課税は、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくく、設備投資や経済成長を阻害するものであるため、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。また、廃止までの期間においても、評価額の最低限度（取得価格の５％）を、早急に法人税と同様に備忘価格（１円）とすべきである。

②法人事業税の外形標準課税の改善

- ・ 法人事業税の外形標準課税は、ベースとなる金額に報酬給与額を含んでいるため、企業の雇用や賃上げに対して抑制的に働くことから、地方税の財源確保を図った上で廃止すべきである。

（３）資産課税における中立性の確保

①相続税における資産評価方法の見直し

- ・ 相続税の評価額は資産の種別によって大きく異なる。評価方法の差異を背景とした過度な相続税対策を是正するために、相続税における資産評価方法を見直すべきである。

②相続税の税率水準の見直し

- ・ 相続税の税率水準の見直しに向けた検討を行うべきである。特に国力維持と国際競争力の観点から、相続税率の最高税率を他の先進国並みにまで引き下げるべきである。

５．納税者権利憲章の制定

（１）納税者の権利を守り、納税への理解促進を図る納税者権利憲章の制定

- ・ 納税者の権利を守り、納税に対する理解と納得を促進するため、納税者権利憲章を制定し、透明性の高い租税制度の礎とすべきである。

以上